

岐阜県公報

第 二 千 五 十 四 号
平 成 二 十 一 年 六 月 九 日
(火 曜 日)

目 次

教育委員会規則

岐阜県立高等学校管理規則の一部を改正する規則

(教 育 総 務 課) 三九三^{ページ}

告 示

管理美容師資格認定講習会の指定

(生 活 衛 生 課) 三九三

管理美容師資格認定講習会の指定

(同) 三九四

保安林に指定する予定である旨の通知

(治 山 課) 三九四

道路の区域変更

(道 路 維 持 課) 三九五

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

(環 境 生 活 政 策 課) 三九六

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

(同) 三九六

指定自立支援医療機関の指定

(身 体 障 害 者 更 生 相 談 所) 三九七

指定自立支援医療機関の指定辞退

(同) 三九七

教育委員会規則

岐阜県立高等学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年六月九日

岐阜県教育委員会

委員長 月 村 時 子

岐阜県教育委員会規則第十二号

岐阜県立高等学校管理規則の一部を改正する規則

岐阜県立高等学校管理規則(昭和三十九年岐阜県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

別表岐阜県立岐阜城北高等学校の部全日制の課程の款家庭に関する学科の項中「ファッション科」の下に、「生活文化科」を加え、同表岐阜県立大垣工業高等学校の部全日制の課程の款工業に関する学科の項中、「工業化学科」を削り、同表岐阜県立岐阜工業高等学校の部全日制の課程の款工業に関する学科の項中、「環境建設科、生活化学科」を削る。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

告 示

岐阜県告示第三百七十三号

理容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)第十一条の四第二項の規定により管理

理容師資格認定講習会を次のとおり指定する。

平成二十一年六月九日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 主催者の名称及び住所
財団法人理容師美容師試験研修センター 理事長 荒賀 泰太
東京都江東区有明三丁目一番地二五フロンティアビルB棟九階
- 二 会場の運営及び設営の窓口となる支部の名称及び所在地
財団法人理容師美容師試験研修センター 東海ブロック事務所
愛知県名古屋市中区丸の内二丁目一四番二〇号ザ・スクエア二階
- 三 開催日等

開催年月日	講習内容	開催場所
平成二一・一〇・一九	公衆衛生学	羽島市竹鼻町丸の内六丁目七番地 羽島市文化センター
同 一一・二	衛生管理	同
同 一一・九	衛生管理	同

岐阜県告示第三百七十四号

美容師法（昭和三十二年法律第百六十三号）第十二条の三第二項の規定により管理美容師資格認定講習会を次のとおり指定する。

平成二十一年六月九日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 主催者の名称及び住所
財団法人理容師美容師試験研修センター 理事長 荒賀 泰太
東京都江東区有明三丁目一番地二五フロンティアビルB棟九階
- 二 会場の運営及び設営の窓口となる支部の名称及び所在地

財団法人理容師美容師試験研修センター 東海ブロック事務所
愛知県名古屋市中区丸の内二丁目一四番二〇号ザ・スクエア二階

開催日等

開催年月日	講習内容	開催場所
平成二一・一〇・一九	公衆衛生学	羽島市竹鼻町丸の内六丁目七番地 羽島市文化センター
同 一一・二	衛生管理	同
同 一一・九	衛生管理	同

岐阜県告示第三百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年六月九日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所
高山市石浦町二九九三から二九九五まで、二九九八の一、二九九九の一
- 二 指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年六月九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

飛騨市古川町戸市字一ノ洞五九の九、五九の一、五九の一三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び飛騨市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年六月九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市御厩野字下り谷二九一の四九から二九一の五一まで、二九一の五三、二九一の五六、二九一の五九から二九一の六三まで、二九一の六五から二九一の六九まで、二九一の八四、二九一の八八、二九一の五五・三〇〇（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百七十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十一年六月九日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年六月九日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
	高山市丹生川町旗鉾字大	前 A	別後	九・三〇 二四・〇	六・〇	A及びBは、

一般 国道 号 百五十八	日影山二二四一番一 から 同市同町久手字牧 ノ外一番二〇地先まで	後 A 九・七 二四・〇	九・七 二四・〇	七・〇 七・四	関係 面に 示す 敷地 の分 を いう。
-----------------------	---	-----------------------	-------------	------------	--

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十一年六月九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあつた年月日 平成二十一年五月二十二日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人くわのみ

三 代表者の氏名 繁澤 正彦

四 主たる事務所の所在地 岐阜県恵那市岩村町飯羽間一六二番地六

五 定款に記載された目的 この法人は、高齢者グループリビング及び障害者グループホーム、障害者の就労支援・地域生活支援活動並びに

関連事業を通して、高齢者及び障害者の健康で文化的な生活を支援し、人間が尊重される自立と共生の豊かな地域社会づくりに寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十一年六月九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあつた年月日 平成二十一年五月二十五日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ICEA国際教養育英協会

三 代表者の氏名 金光 千寿子

四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市早田東町七丁目一四番地

五 定款に記載された目的 この法人は、多くの幼児、青少年、成人、老人に対して、「自分にして欲しいと思うことを、同じように人に

もせない」ということを基本理念に、人と人の繋がりが希薄になった現代において相手との心のコミュニケーションを如何にとるかということ、また、積極的に行動する自分を如何に築きあげるか、また、ひいては、国際社会に目を向け、如何にして国際的理解を背景とした生活をしていくかということを啓発、育英、支援する事業を公開講座や研究セミナー、ライセンス資格習得講座及び歯科に関わる講演活動を通して行い、各個人の豊かな品格造りと、お役に立てる人材造りに寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十一年六月九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあつた年月日 平成二十一年五月二十六日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人歴史文化建造物等保存会・トラス

ト岐阜

三 代表者の氏名 加藤 達雄

四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市上新町九番地

五 定款に記載された目的 この法人は、岐阜県内及び周辺地域の住民に対して岐

卓県及び周辺地域の歴史・文化的価値が高い建造物等の保存と活用に関する事業を行い、地域の文化向上と活性化に寄与することを目的とする。

指定自立支援医療機関の指定

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十一年六月九日

岐阜県知事 古 田 肇

育成医療・更生医療に係るもの
（病院又は診療所）

名称	所在地	自立支援医療を担当する診療科名	担当しようとする医療の種類	自立支援医療の種類	年指月日定
たじみ岩瀬眼科	多治見市本町三一〇一	眼科	眼科	育成・更生	平成三・六・一

育成医療・更生医療に係るもの
（薬局）

名称	所在地	自立支援医療の種類	年指月日定
わに薬局駅西店	高山市昭和町二八五一	育成・更生	平成三・六・一
みやび調剤薬局	本巣市三橋三九一一	同	同
ピノキオ薬局為真店	郡上市白鳥町為真二二〇一	同	同
サンセイ調剤薬局はぎなが店	揖斐郡揖斐川町脛永二五七五二	同	同

指定自立支援医療機関の指定辞退

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定による指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十一年六月九日

岐阜県知事 古 田 肇

（薬局）

名称	所在地	自立支援医療の種類	年指月日定
サンファーマシー土田薬局	可児市土田一三五五一	育成・更生	平成一九・二・六
おおはし薬局サポートアピオ店	大垣市高屋町一四六アピオ一階	同	平成三・四・二
ハース北方調剤薬局	本巣郡北方町高屋白木一一四二	同	平成三・四・三〇

平成二十一年六月九日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりんどびあ十三
岐阜文芸社